

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構

## 情報セキュリティポリシー

平成24年6月5日

国立研究開発法人物質・材料研究機構

改正：平成26年 9月24日

改正：平成27年 3月24日

### 1. 方針

国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）は、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

この目的を達成するため、機構の情報及び情報システム（以下、「情報資産」という。）のセキュリティを確保する情報セキュリティマネジメントは、機構の重要な義務のひとつであり、国立研究開発法人として国民の期待に応えることでもある。これを推進する手段として、情報資産を重要度・リスク評価に応じて区分けした管理の実施、機構の管理する区域における秩序の維持、適正かつ円滑な業務の遂行の確保などを行わなくてはならない。そして、情報資産を利用する全ての職員（派遣労働者その他の就労者を含む。以下「職員等」という。）は、常にそのことを念頭に置いて機構の業務を遂行しなければならない。

他方、現代社会において情報セキュリティに係るトラブルが頻発していることから、問題発生未然防止を目的とした適切な情報セキュリティ対策の推進は、機構の重要課題である。コンピュータネットワークを積極的に活用していくためには、悪意を持った不正侵入、機構のホームページの改ざん、コンピュータウイルスによるデータ破壊及びコンピュータの不正利用等の脅威から機構内の電子情報を守る必要がある。また、災害発生時にコンピュータネットワークが停止することのないよう予防処置を施し、万が一停止したとしても速やかに復旧できるよう準備していなければならない。さらには問題発生時に迅速に対処できる体制を構築する等、情報セキュリティの確保は不可欠である。

また、外部機関等との関係においても、機構は、本ポリシーを遵守し、信頼にたる組織としての立場を確立しなくてはならない。

そのため、機構は、情報セキュリティマネジメントを実施する本ポリシーおよび関連規程等を策定し、情報資産を故意、偶然の別なく改ざん、破壊、漏えい等のリスクから保護する対策をとることとする。職員等は、情報セキュリティの重要性を認識し、本ポリシーを遵守しなければならない。

### 2. 機構の責務

機構は、取り扱う情報資産を重要な資産と位置づけ、これを保護・管理する。また、国際標準「ISO/IEC17799（Code of practice for Information security management）」を積極的に取入れ国際的にも整合し、信頼される情報セキュリティの向上を図るものとする。

### 3. 情報セキュリティ対策の要点

自然災害、機器障害及び悪意のある行為等の機構に損失を発生させうる脅威から文書・書類、図面、写真等、個人情報、および情報システムを含む全ての情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

#### (1) 管理体制の確立

情報セキュリティの確保に必要な管理体制を整備し、責任と権限を明確にする。

#### (2) 情報のライフサイクルにわたる対策

情報の作成、入手、利用、保存、移送、提供、消去、廃棄等の情報のライフサイクルの各段階において必要な対策を講じる。

#### (3) 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策

主体認証、アクセス制御、権限管理等の基本的な情報セキュリティ機能及び主要な脅威を防ぐために遵守すべき事項に関する必要な対策を講じる。

#### (4) 情報システム及び保管施設設備の構成要素についての対策

情報システム等に係る装置、設備、ソフトウェア、施設・環境面等について必要な対策を講じる。

#### (5) 運用面の対策

情報システムの監視、本ポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際の情報セキュリティの確保等の運用面の対策を講じる。さらに、情報資産に関する被害又はその危険が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

#### (6) 教育

役員及び職員等に対し情報セキュリティに関する必要な教育を行なうものとする。

#### (7) 評価と見直し

情報セキュリティ対策について自己点検及び監査を行い、それらの結果により、情報セキュリティ関係規程に定められた事項及び対策を評価し、必要に応じ見直す。

### 4. 適用範囲

本ポリシー及び関連規程等の適用範囲は、機構の情報資産に関連する人的・物理的・環境的リソースを含むものとする。

### 5. 適用対象者

本ポリシー及び関連規程等の適用対象者は、機構の職員等及び機構の情報資産を利用する全ての者とする。